

環境基準等

(1) 水質汚濁に係る基準

人の健康の保護に関する環境基準

(単位: mg/L)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	1, 1ジクロロエチレン	0.02以下
六価クロム	0.05以下	シス-1, 2ジクロロエチレン	0.04以下
ひ素	0.01以下	1, 3ジクロロプロペン (D-D)	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チラウム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	ジマシン (CAT)	0.003以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ (ベンチオカルブ)	0.02以下
トリクロロエチレン	0.03以下	ベンゼン	0.01以下
テトラクロロエチレン	0.01以下	セレン	0.01以下
四塩化炭素	0.002下	ほう素	1以下
ジクロロメタン	0.02以下	ふっ素	0.8以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下

生活環境の保全に関する環境基準

該当水域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間	
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数		
琵琶湖 (南・北湖)	AA	水道1級・水産1級・自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以下	50 MPN/ 100ml 以下	南湖 (ハ)	北湖 (イ)

(注) 達成期間の(イ)は直ちに達成、(ハ)は5年を超える期間で可及的速やかに達成

全窒素・全りんの環境基準

(単位: mg/L)

	T-N		T-P	
	北湖	南湖	北湖	南湖
II 類型	0.2以下	0.2以下	0.01以下	0.01以下

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

該当水域	項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					達成期間別 河 川 数
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数	
柳川 安曇川 他9	AA	水道1級・自然環境保全 およびA以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100ml 以下	(イ) - 5 (口) - 1 (ハ) - 5
瀬田川 野洲川 他10	A	水道2級・水産1級・水 浴およびB以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MP N/ 100ml 以下	(イ) - 7 (ハ) - 5
宇曾川 家棟川	B	水道3級・水産2級・お よびC以下の欄に掲げる もの(水産3級、工業用水 1～3級、農業用水)	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MP N/ 100ml 以下	(イ) - 1 (ハ) - 1

(注) 達成期間の(イ)は直ちに達成、(口)は5年以内に達成、(ハ)は5年を超える期間で可及的速やかに達成

水生生物の保全に係る環境基準

類 型	基準値(単位: mg/l)
	全亜鉛
生物A、生物特A、生物B、生物特B	0.03以下

(基準値は、年間平均値)

要監視項目に係る指針値

項 目	指針値	(単位: mg/L)
ニッケル	—	
モリブデン	0.07以下	0.008以下
アンチモン	0.02以下	0.006以下
クロロホルム	0.06以下	0.008以下
t r - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04以下	0.03以下
1, 2 - ジクロロプロパン	0.06以下	—
p - ジクロロベンゼン	0.2以下	0.4以下
イソキサチオノン	0.008以下	0.06以下
ダイアジノン	0.005以下	0.002以下
フェニトロチオノン	0.003以下	0.0004以下
イソプロチラオノン	0.04以下	0.05以下
オキシン銅	0.04 以下	0.2以下
クロロタロニル	0.05 以下	0.002以下
プロピザミド		
E P N		
ジクロルボス		
フェノブカルブ		
イプロベンホス		
クロルニトロフェン		
トルエン		
キシレン		
フタル酸ジエチルヘキシリ		
塩化ビニルモノマー		
エピクロロヒドリン		
1, 4 - ジオキサン		
全マンガン		
ウラン		

水生生物の保全に係る要監視項目の指針値

類 型	水生生物の生息状況の適応性	指 針 値 (mg/l)		
		クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.7以下	0.05以下	1以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.006以下	0.01以下	1以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	3以下	0.08以下	1以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	3以下	0.01以下	1以下

有害物質に係る排水基準

(単位: mg/L)

項目	許容濃度	
	(参考)※水質汚濁防止法	公害防止条例(上乗せ条例)
カドミウム及びその化合物	0.1	0.01
シアン化合物	1	0.1
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る)	1	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.5	0.05
ひ素及びその化合物	0.1	0.05
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
PCB	0.003	0.003
ジクロロメタン	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.2	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06
トリクロロエチレン	0.3	0.3
テトラクロロエチレン	0.1	0.1
1,3-ジクロロプロパン	0.02	0.02
チラウム	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1
セレン及びその化合物	0.1	0.1
ほう素	8	—
ふっ素	10	—
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	100	—

※平成16年3月31日現在の基準

生活環境項目で業種共通のものに係る排水基準

(単位: 水素イオン濃度および大腸菌群数を除き mg/L)

項目	許容濃度	
	公害防止条例(上乗せ条例)	(参考)※水質汚濁防止法
水素イオン濃度 (pH)	6.0~8.5	5.8~8.6
ノルマンヘキサン 抽出物質含有量	(鉱油類含有量) 5	5
(動植物油脂類含有量)	20	30
フェノール類含有量	1	5
銅含有量	1	3
亜鉛含有量	1	5
溶解性鉄含有量	10	10
溶解性マンガン含有量	10	10
クロム含有量	0.1	2
フッ素含有量	8	15
大腸菌群数	3000個/ml	3000個/ml
ホウ素含有量	2	—
アンチモン含有量	0.05	—
排水先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような温度の変化をもたらさないこと及び色、臭気を帯びていないこと。		—

備考 1. この表に掲げる排水基準は日平均排水量10m³以上の特定事業場について適用する。

2. この表に掲げる数値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては日平均値とする。

※ 平成15年3月31日現在の基準

BOD、COD、SS、窒素、りんに係る排水基準

① BOD、COD、SSに係る基準

(単位: mg/L)

業種区分	排水量 (m ³ /日)	BOD		COD		SS
		既設	新設	既設	新設	
製造業	10~30	100	60	100	60	90
	30~50	70	50	70	50	90
	50~1000	50	40	50	40	70
	1000以上	40	30	40	30	70
	10~30	90	30	90	30	90
	30~50	70	30	70	30	90
	50~1000	50	30	50	30	70
	1000以上	40	30	40	30	70
	10~30	80	60	80	60	90
	30~50	60	50	60	50	90
	50~1000	50	40	50	40	70
	1000以上	40	30	40	30	70
その他の業種等	10~30	70	40	70	40	90
	30~50	40	30	40	30	90
	50~1000	30	20	30	20	70
	1000以上	20	15	20	15	70
	10~30	70	40	70	40	90
	30~50	50	40	50	40	90
	50~1000	40	30	40	30	70
	1000以上	30	20	30	20	70
	10~30	70	40	70	40	90
	30~50	40	30	40	30	90
	50~1000	30	20	30	20	70
	1000以上	20	15	20	15	70
その他	畜産施設	10以上	120	120	120	120
	し尿処理施設	10以上	30	20	30	20
	下水道終末処理施設	10以上	20	20	20	20
	し尿浄化槽	10以上かつ51人~100人	60	20	60	20
		101人~200人	30	20	30	20
		201人~500人	30	20	30	20
		501人以上	20	20	20	20
	その他の事業所	10~30	90	30	90	30
		30~50	70	30	70	30
		50~1000	50	30	50	30
		1000以上	40	30	40	30

② 窒素、りんに係る基準

(単位: mg/L)

業種区分	排水量 (m ³ /日)	窒素		りん	
		既設	新設	既設	新設
製造業	10~30	40	30	8	2
	30~50	25	20	4	2
	50~1000	20	12	3	1.5
	1000以上	15	10	2	1
	10~30	60	45	8	6
	30~50	30	25	5	4
	50~1000	25	20	5	3
	1000以上	20	20	3	2
	10~30	40	30	6	2
	30~50	15	12	2	1.2
	50~1000	12	8	1.5	0.8
	1000以上	10	8	1	0.5
化学工業	10~30	20	15	5	2
	30~50	12	10	2	1.2
	50~1000	10	8	1.5	0.8
	1000以上	8	8	1	0.5
	10~30	20	15	5	2
	30~50	20	15	2	1.2
	50~1000	15	10	1.5	0.8
	1000以上	12	10	1	0.5
	10~30	40	20	2	2
	30~50	15	12	1.5	1
	50~1000	12	8	1.2	0.6
	1000以上	8	8	0.8	0.5
ゼラチン製造業	畜産施設	10以上	80	45	25 ※16
	し尿処理施設	10以上	20	10	2
	下水道終末処理施設	10~3000	20	20	1
		3000以上	20	15	1
	10以上かつ51人~100人	60	45	8	6
	101人~200人	60	40	8	5
	201人~500人	60	40	8	5
	501人以上	25	20	5	5
	10~30	60	45	8	6
	30~50	30	25	5	4
	50~1000	25	20	5	3
	1000以上	20	20	3	2

備考 基準値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては日間平均値とする。

※ サービス業に係るものに適用される基準

②窒素、りんに係る基準は、琵琶湖流域および瀬田川洗堰より上流の流域に適用される。

水浴場の水質判定基準

① 判定基準については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

ア 糞便性大腸菌群数、油膜の有無、COD または透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。

イ 「不適」でない水浴場について、糞便性大腸菌群数、油膜の有無、COD および透明度によって「水質AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」および「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」および「水質 C」であるものを「可」とする。

- 各項目が全てが「水質 AA」以上である水浴場を「水質 AA」(水質が特に良好な水浴場)とする。
- 各項目が全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」(水質が良好な水浴場)とする。
- 各項目が全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
- これら以外のものを「水質 C」とする。

区分		糞便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界 2 個/100ml)	油膜が認められない	3mg/L 以下	全透 (1 m以上)
	水質 A	100個/100ml 以下	油膜が認められない	3mg/L 以下	全透 (1 m以上)
可	水質 B	400個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1 m未満～ 50cm以上
	水質 C	1,000個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1 m未満～ 50cm以上
不適		1,000個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによるものは評価の対象外とする。

② 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

ア 「水質 B」または「水質 C」と判定されたもののうち、糞便性大腸菌群数が400個/100ml を超える測定値が 1 以上あるもの。

イ 油膜が認められたもの。

(2) 大気汚染に係る基準

大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化いおう	※1 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素	※1 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質	※1 1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
二酸化窒素	※2 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
ベンゼン	※3 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	※3 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	※3 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	※3 1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
ダイオキシン類	※4 1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

- 備考 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。
3. ※ 1 : 長期的評価(年間)と短期的評価(条件どおり)があるもの
 ※ 2 : 年間で評価するもの
 ※ 3 : 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係るもの
 ※ 4 : ダイオキシン類に係る環境基準

光化学スモッグ注意報等の発令基準

区 分	発 令 基 準
光化学スモッグ注意報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時

(3) 騒音・振動に係る基準

騒音に係る環境基準

時 間 区 分		2 区 分 (昼／6:00～22:00) (夜／22:00～6:00)
地域の類型と基準値	類型	基準値(昼／夜)
①特に静穏を要する地域	A A	50dBdB/40dB
②住居専用地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	A	a. 55dB/45dB b. 60dB/55dB c. 70dB/65dB
③住居系地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	B	a. 55dB/45dB b. 65dB/60dB c. 70dB/65dB
④商工業系地域 a. 一般地域 b. 車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	C	a. 60dB/50dB b. 65dB/60dB c. 70dB/65dB
1)評価対象 2)評価手法 3)達成期間 4)「道路に面する地域」の定義 5)「幹線道路」の定義 6)「幹線道路近接空間」の定義 7)屋内基準について		1)道路に面する地域の全戸数(推計可) 2)等価騒音レベル(Leq) 3)10年または可及的すみやかに 4)交通騒音が支配的音源(距離不問) 5)高速道、自動車道、国道、県道、4車線以上の市町村道 6)道路端から一定距離の範囲内 2車線以下：15m／2車線超：20m 7)幹線道路近接空間において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準を昼45dB/夜40dBとする

特定工場において発生する騒音の規制基準

時間帯 区 域	朝	昼	夕	夜 間
	午前6時～午前8時	午前8時～午後6時	午後6時～午後10時	午後10時～翌日の午前6時
第1種区域	45dB	50dB	45dB	40dB
第2種区域	50dB	55dB	50dB	45dB
第3種区域	60dB	65dB	65dB	55dB
第4種区域	65dB	70dB	70dB	60dB

注) 第2種区域、第3種区域、第4種区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の2第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館ならびに老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、本表の値からそれぞれ5dBを減じた値とする。

特定工場において発生する振動の規制基準

区域区分	時間区分	昼 間	夜 間
		午前8時～午後7時	午後7時～翌日の午前8時
第1種区域		60dB	55dB
第2種区域	(I)	65dB	60dB
	(II)	70dB	65dB

注1) 第2種区域(I)および(II)のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館および特別養護老人ホームの敷地周囲50メートルの区域における規制基準は、当該各欄に定める基準値から5デシベルを減じた値とする。

注2) 第1種区域に接する第2種区域(II)における当該境界線より15メートルの範囲内の規制基準は、当該各欄に定める基準値から5デシベルを減じた値とする。ただし、前項の適用を受ける区域は除くものとする。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別	特定建設作業	くい打機等を用いる作業	びょう打機を用いる作業	さく岩機を用いる作業	空気圧縮機を用いる作業	コンクリートプラント等を用いる作業	バックホウ、トラクターショベル、ブルートーバーを用いる作業
基 準 値	①②	85dB					
作 業 時 間	①	午後7時～午前7時の時間内ないこと					
	②	午後10時～午前6時の時間内であること					
1日あたりの作業時間※	①	10時間を超えないこと					
	②	14時間を超えないこと					
作 業 期 間	①②	連続6日を超えないこと					
作 業 日	①②	日曜日その他の休日ではないこと					

(1)基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値。

(2)基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間ににおいて短縮することを勧告または命令できる。

(3)上表の地域の区分①、②は以下のとおりである。

①	1号区域	特定工場等の騒音に係る第1種、第2種、第3種区域の全域および第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地周囲80メートルの区域内
②	2号区域	特定工場の騒音に係る指定地域のうち上記を除く区域

特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

基 準 値	作業ができない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	作 業 日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75dB	午後7時～午前7時	午後10時～午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日間以内	日曜・休日以外

注(1)第1号区域：工場・事業場関係の区域区分のうち、

①第1種区域および第2種区域(I)

②第2種区域(II)のうち、学校、保育所、図書館、病院、診療所および特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内

注(2)第2号区域：指定地域のうち(1)に掲げる区域以外の区域

自動車騒音に係る要請限度

	区域の区分	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
1	a区域およびb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域およびc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

※ a～c区域は騒音の環境基準の地域類型A～C類型をそれぞれ適用

道路交通振動の要請限度

区域区分	時間区分	昼 間	夜 間
	午前8時～午後7時	午後7時～翌日の午前8時	
第1種区域		65dB	60dB
第2種区域	(I)	70dB	65dB
	(II)		

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	備 考
I	70dB以下	Iをあてはめる地域：主として住居の用に供される地域
II	75dB以下	IIをあてはめる地域：商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

(4) ダイオキシン類に係る環境基準

項 目	基 準 値
大気環境基準	0.6pg-TEQ/m ³
水質環境基準	1pg-TEQ/L
底質環境基準	150pg-TEQ/g
土壤環境基準	1,000pg-TEQ/g

- 備考 1. 大気環境基準および水質環境基準は、同一測定点における1年間の全ての検体の測定値の算術平均値により評価する。
 2. 土壤環境基準は、1回の測定結果をもって評価する。
 3. 土壤に関して、他媒体への影響等の調査を開始する目安となる調査指標値は250pg-TEQ/gである。